# 報告第1号 報告第1号 弘前市景観条例施行規則の一部改正等について

## 弘前市景観条例施行規則の一部改正(案)

景観計画の変更に合わせ、弘前市景観条例施行規則を一部改正します。(令和2年4月1日施行予定)

変更の内容

景観形成重点地区「大森勝山遺跡周辺地区」及び眺望景観保全地区「大森勝山遺跡からの 眺めを保全する地区」における景観法に基づく届出規模を追加。

※内容は議案第1号で審議したもの。

## 【弘前市景観条例施行規則の一部改正】

(重点地区及び眺望地区における届出及び勧告の適用除外)

## 第5条

- 2 条例第8条第1項に定める眺望景観保全地区における条例第11条第2項の規則で定める行為は、次の各号に定める眺望景観保全地区の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。
- (1) 弘前城本丸及び城西大橋からの岩木山眺望景観保全地区 別表第4に定める 行為
- (2) 蓬莱橋からの五重塔眺望景観保全地区 別表第5に定める行為
- (3) 大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区 別表第6に定める行為



## 弘前市景観条例施行規則の一部改正(案)

## 【弘前市景観条例施行規則の一部改正】

## 追加

#### 届出不要となる規模 (お城周り地区と同規模)

#### 別表6 (第5条第2項関係)

	行為		規模
1 法第16条第	(1) 建築物の新	当該建築物の高さが13メートル以下で、かつ、建築面積か	
1項第1号に	築、増築、改築又	1,000平方メートル以下のもの	
定める行為	は移転		
	(2) 建築物の外観		さが13メートル以下で、かつ、当該行為
		係る部分の面積が	バ1,000平方メートル以下のもの
	なる修繕若しくは		
	模様替又は色彩の		
	変更		
2 法第16条第	(1) 工作物の新	ア 第2条第1	当該工作物の高さが5メートル以下で
1項第2号に	設、増築、改築又	号に掲げるエ	かつ、築造面積が1,000平方メートル以
定める行為	は移転	作物に係るも	のもの。ただし、建築物に付設される
		の	合の高さについては、当該工作物の高
			が5メートル以下で、かつ、地盤面か
			当該工作物の上端までの高さが13メー
			ル以下のもの
		イ 第2条第2	当該工作物の高さが10メートル以下で
		号から第13号	かつ、築造面積が1,000平方メートル以
		までに掲げる	のもの。ただし、建築物に付設される
		工作物に係る	合の高さについては、当該工作物の高
		もの	が10メートル以下で、かつ、地盤面か
			当該工作物の上端までの高さが13メー
			ル以下のもの
		ウ 第2条第14	当該工作物の高さ(建築物に付設され
		号に掲げるエ	場合は、地盤面から当該工作物の上端
		作物に係るも	での高さ)が20メートル以下で、かつ
		の	築造面積が1,000平方メートル以下のも
			<i>σ</i>
		ア 第2条第1	当該工作物の高さが5メートル以下で
	を変更することと	号に掲げるエ	かつ、当該行為に係る部分の面積が1,0
	なる修繕若しくは	作物に係るも	平方メートル以下のもの。ただし、建
	模様替又は色彩の	の	物に付設される場合の高さについては
	変更		当該工作物の高さが5メートル以下で
			かつ、地盤面から当該工作物の上端ま
	ļ		の高さが13メートル以下のもの
		イ第2条第2	当該工作物の高さが10メートル以下で
			かつ、当該行為に係る部分の面積が1,0
		までに掲げる	平方メートル以下のもの。ただし、建
		工作物に係る	物に付設される場合の高さについては
		もの	当該工作物の高さが10メートル以下で
		1	かつ、地盤面から当該工作物の上端ま
		+ m - A m - 1	の高さが13メートル以下のもの
		ウ 第2条第14	当該工作物の高さ(建築物に付設され
		号に掲げるエ	場合は、地盤面から当該工作物の上端
		作物に係るも	での高さ)が20メートル以下で、かつ
		の	当該行為に係る部分の面積が1,000平方
		N 54 45 44 1 1	メートル以下のもの
<ul><li>3 法第16条第1項第3号又は条例第 10条第1項第1号若しくは第2号に 定める行為</li></ul>			て生ずる法面又は擁壁の高さが5メート
			第7条第2項に規定する市街化区域をい
			は1,000平方メートル以下、市街化区域」
		外の区域にあって	ては3,000平方メートル以下のもの
4 条例第10条第 行為	31項第3号に定める		るさが5メートル以下で、かつ、その用 □積が1,000平方メートル以下のもの

- - 1 1及び2の項に掲げる行為のうち増築又は改築にあっては、当該増築又は改築の後の高さ 及び面積について、この表の規定を適用する。
  - 2 建築物の高さは、建築物の塔屋(階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等をいう。) を含む高さをいう。

## 様式の改正 (例)

様式第4号(第6条第1項関係)

景観計画区域内行為事前協議書					
弘前市長 樽	年 月 日				
	届出者 住所				
	氏名 印				
	電話 ( )				
弘前市景観象	(例第13条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。				
行為の場所	弘前市大字				
行為の地域別	□ 景観計画区域 □ 景観形成重点地区 (□お城関り地区、□大森勝山遺跡周辺地区) □ 眺望景観保全地区 (□弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め) □莲楽橋からの最勝院正重塔の眺め、□大森勝山遺跡からの眺め)				
行為の種類	□ 建築物 新築 · 増築 · 改築 · 移転 · 修繕 · 模様替 · 色彩変更				
	□ 工作物 新設・ 増築・ 改築・ 移転・ 修繕・模様替・ 色彩変更				
	□ 開発行為 □ 水面の埋立て又は干拓				
	□ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更				
	□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積				
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日				
設 計 者	住所 氏名 電話番号				
施工者	住所 氏名 電話番号				
※受付等欄					

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してくだ
- 3 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてくだ
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

(担当及び提出先:都市整備部都市計画課)

## 屋外広告物の禁止地域の追加(案)

景観計画の変更に合わせ、屋外広告物条例に基づく禁止地域を追加します。(令和2年4月1日施行予定)

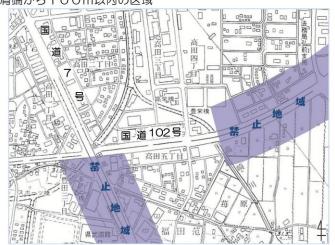
#### 変更の内容

弘前市屋外広告物条例第5条第18号に規定する「良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所」として、大森勝山遺跡周辺を指定(告示)

### 【現行の禁止区域】

#### 禁止地域 屋外広告物を表示してはいけない地域

■ 国道7号 (県道弘前平賀線交点以南のみ)、国道102号 (新豊橋以東のみ)、 県道岩崎西目屋弘前線 (都市計画区域外のみ)、東北自動車道とこれらの 路肩端から100m以内の区域



- 都市計画法に基づく 第一種・第二種低層住居専用地域
- 仲町伝統的建造物群保存地区
- 重要文化財・県重宝・市文化財である建造物の周囲50m以内の区域 【例】誓願寺山門、石場家住宅、弘前教会、昇天教会、百石町展示館、太宰治まなびの家など
- 国・県・市指定の史跡、名勝【例】津軽氏城跡(堀越城跡、弘前城跡(弘前城、長勝寺構、新寺構)) など
- 津軽国定公園、岩木高原県立自然公園(都市計画区域を除く)
- 都市公園法に基づく 都市公園
- 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、体育館、病院、公衆便所の敷地

## 追加(案)

景観形成重点地区(大森勝山遺跡周辺周辺) 内及び当該地区に隣接する道路(主要地方道岩 木山環状線及び市道大森大石線)の路肩幅から 100m以内の区域

